

平成31年度 環境再生・資源循環行政の取組について



環境省環境再生・資源循環局長 山本昌宏

明けましておめでとうございます。皆様の日頃からの環境再生・資源循環行政の推進への多大な御支援、御協力に感謝いたします。

昨年6月には、第4次循環型社会形成推進基本計画を策定しました。本計画では、環境・経済・社会の統合的向上を掲げた上で、①多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環③適正処理の更なる推進と環境再生などを方向性として掲げ、その実現に向けて概ね2025年までに国が講ずべき施策を示しています。特に、地域においては、各地域の自立分散と相互連携で循環と共生を実現する「地域循環共生圏」を創造し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげるべく、各分野での政策を展開していきます。

海洋プラスチック問題は、漁業や観光業、海洋生態系への悪影響も懸念される地球規模の課題であり、この問題の解決に向けては、途上国も含めた、世界全体での取組が不可欠です。環境省では、本年6月のG20までに政府として野心的かつ実効的な「プラスチック資源循環戦略」を策定するとともに、国民各界各層が一つの旗印の下に連携協働し、3Rなどの取組を国内外に発信する「プラスチック・スマート」キャンペーンを展開し、世界のプラスチック対策をリードしてまいります。

一般廃棄物処理施設の整備については、昨年6月に策定された廃棄物処理施設整備計画に基づき、また昨年末の重要インフラ緊急点検結果も踏まえ、地域の需要に的確に応えられるよう、広域化・集約化を図りつつ、着実に進めるとともに、汚水処理の未普及地域の解消に向けて、生活排水を垂れ流す単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を進めます。

加えて、平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震等、近年の災害の経験を踏まえ、今後想定され得る大規模災害も念頭において、平時から、災害廃棄物の円滑な処理体制の確保及び処理施設の防災拠点化等の強化対策を進め

てまいります。

産業廃棄物の適正処理の推進については、優良産廃処理業者認定制度の見直しを進めるほか、電子マニフェストの更なる普及拡大に取り組みます。また、産業廃棄物処理業における担い手の確保やIoT等の技術革新を見据え、さらなる産業廃棄物処理業の振興策の検討等を行います。

更に、廃棄物処理法又は産廃特措法に基づき、不法投棄対策を着実に進めます。

中国・四国・九州及び沖縄の各県の変圧器、コンデンサー等のPCB廃棄物は、本年3月に全国で最初に処理施設の立地自治体との約束の期限を迎えますので、期限内処理の達成に向け、関係者と連携しつつ取り組んでまいります。さらに、廃棄物処理や浄化槽といった我が国の優れた技術について、「環境インフラ海外展開基本戦略」を踏まえ積極的な海外展開を図り、途上国における循環型社会の構築に貢献するとともに、我が国の循環産業の発展を図ります。また、使用済小型家電からリサイクルメダルを製作する取組を始めとする3Rの推進に取り組んでまいります。

福島第一原発事故からの復興・創生については、引き続き、中間貯蔵施設の整備や除去土壌等の輸送、特定復興再生拠点区域における家屋等の解体・除染、汚染廃棄物の処理等を着実に進めてまいります。

今後とも、環境行政へのご協力を切にお願い申し上げ、皆様のご健勝を祈念して、新年のご挨拶とさせていただきます。